

「民商法典改正とバイオ・循環型・グリーン(BCG)経済」

辻本 浩一郎

＜事業促進のための法改正＞

2020年6月、タイでの事業設立及び事業遂行のプロセスを簡略化するため、民商法典(Civil and Commercial Code, 日本の会社法に相当)の改正が、閣議で承認されました。改正案は、2020年末または2021年初めに法制化される見込みです。

改正点は以下のとおりです。

1. 会社の登記及び変更の登記は、その本社の所在地以外の管轄でも登記できる。(第1016条)
2. 商務大臣に、パートナーシップや株式会社に関し、登記料金の設定や撤回及び提出すべき必要書類の減免を行う権限を与える。(第1020/1条)
3. ある会社が登記後3年以内(現在の10年から短縮)に法人化しなかった場合、その会社の基本定款は無効となる。基本定款が改正された民商法典の施行前に登記され、3年の期間が過ぎている時は、改正された民商法典の発効日から180日間の期間延長が認められるが、その延長期間が過ぎた時、その基本定款は無効になる。
4. 株式会社の株主や取締役の電子会議は、会社の定款で禁じられていなければ、原則として認められる。そのような電子会議は、全ての関連省令(例えば、デジタル経済社会省が発表した電子会議の安全基準)を順守しなければならない。
5. 株主総会(例えば、年次総会や臨時総会)の召集通知は、その会社が無記名株式証書を有している場合(タイでは極めてまれである)を除き、地元の新聞に掲載する必要がなくなる。会社の株主名簿に名前が載っている全ての株主へ、受領確認書と共に通知を書留で郵送しなければならないことに変更はない(第1175条)。
6. 少なくとも2名の株主が、直接または委任状でもって、株主総会に出席しなければならない。これは、一名だけで総会を開催することはできないという判例や商務省の裁定を適用している。
7. これまで民商法典は、2社以上の会社の統合による新会社の形成という、会社の「新設合併」という概念だけを認めてきた。改正案では、ある会社が他の存続会社に合併される、会社の吸収合併という選択肢を提示している。
8. 定款に、取締役と株主との間の対立を解決する手続きを含めることができる。(第1108条)
9. 配当金は、年次株主総会の開催日または取締役会によって承認された日から1ヶ月以内に支払うものとする。(第1201条、第4項)

このスケジュールは2017年の国家平和秩序

評議会の命令 No.21/2560 の通達から実施されている。

10. タイの株式会社は、2人の発起人(3人から変更)だけで設立できる。会社は、常に少なくとも2人の株主を保持する必要がある。さらに裁判所は、株主の総数が1人になった場合、会社の解散を命ずることができる。(一人会社法は、法制委員会で検討中だが、すぐには発令されない見込み)

＜BCG (Bio-Circular-Green, バイオ・循環型・グリーン) 経済＞

新型コロナウイルス感染症の影響でタイの輸出が停滞している中、ペットフードの輸出が好調です。従来より世界的に拡大していたペットフード市場は、コロナ禍でも需要が安定しており、タイ政府はコロナ後に投資誘致を強化する分野の一つにペットフードを掲げています。政府は新型コロナからの経済回復を目指す過程で、タイが元々強みを持つ農業や食品などを発展させるコンセプトの「BCG 経済」を推進しており、ペットフードも有望な産業に挙げています。



政府は、東部3県(チョンブリー、チャチェンサオ、ラヨン)の経済特区「東部経済回廊(EEC; Eastern Economic Corridor)」に設置する特別区「EECi(イノベーション)」の整備を進めています。整備の進捗率は45%に達しており、2021年6月までに運用を開始する予定です。EECiは、東部ラヨン県で開発しており、面積は約5.5万ヘクタールです。第1期では、バイオリファイナー(Biorefinery, バイオマスを原料にバイオ燃料や樹脂等を製造するプラントや技術を指す)のモデル事業を実施します。ベルギーのパートナーと共同で、農産物およびその余剰品からバイオ燃料、バイオプラスチックペレットなどを製造する計画があります。